

令和 4 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月 8 日

江 南 市 議 会 建 設 産 業 委 員 会 会 議 録

令和4年12月8日〔木曜日〕午前9時30分開議

議 題

- 議案第85号 江南市都市公園条例の一部改正について
- 議案第86号 江南市道路占用料条例の一部改正について
- 議案第87号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
- 議案第88号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について
- 議案第89号 江南市手数料条例の一部改正について
- 議案第90号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第91号 避難所用プライベートルーム外7件売買契約の締結について
- 議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
経済環境部
の所管に属する歳入歳出
都市整備部
水道部
の所管に属する歳出
- 議案第93号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第96号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 行政視察報告書について
- 常任委員会の研修会について
- 市民と議会との意見交換会について
-

出席委員（7名）

委員長	長尾光春君	副委員長	大藪豊数君
委員	鈴木貢君	委員	牧野圭佑君
委員	尾関昭君	委員	中野裕二君

委員 三輪陽子君

欠席委員（0名）

委員外議員（2名）

議員 堀元君

議員 石原資泰君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君

副主幹 前田昌彦君

主事 岩本達明君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤田和延君

経済環境部長

平野勝庸君

都市整備部長兼危機管理監

野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

商工観光課長

石川晶崇君

商工観光課主幹

藤田明恵君

商工観光課副主幹

宇佐見裕二君

農政課長

横山敦也君

農政課副主幹

岩田浩和君

環境課長

相京政樹君

環境課主幹

前田茂貴君

環境課副主幹

近藤祥之君

都市計画課長

石坂育己君

都市計画課主幹

影山壮司君

都市計画課副主幹	小 島 宏 征 君
都市計画課副主幹	磯 部 将 人 君
都市整備課長	鵜 飼 篤 市 君
都市整備課副主幹	山 本 健太郎 君
都市整備課副主幹	長谷川 悟 君
土木課長	酒 匂 智 宏 君
土木課主幹	小 池 浩 司 君
土木課副主幹	柴 垣 伸 道 君
建築課長	村 瀬 猛 君
建築課副主幹	源 内 隆 哲 君
建築課副主幹	都 築 尚 樹 君
防災安全課長兼防災センター所長	菱 川 秀 之 君
防災安全課主幹	大 矢 幸 弘 君
水道部下水道課長	伊 藤 達 也 君
水道部下水道課主幹	今 枝 寛 君
水道部下水道課副主幹	青 山 裕 泰 君
水道事業水道部水道課主幹	尾 関 高 啓 君
水道事業水道部水道課副主幹	加 藤 考 訓 君
水道事業水道部水道課副主幹	安 田 裕 一 君

○委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

今年も12月を迎えまして、令和4年も残すところ本日含め残り24日となりました。そのような中、新型コロナウイルスは次々と変異をし、相変わらず世界中に猛威を振るっております。日本においても第8波の真ただ中にいるという状況であると思われませんが、昨日、愛知県から医療体制の機能を維持、確保していくことを目的に、愛知県医療逼迫防止緊急アピールが発出されました。市当局の皆様におかれましても、新型コロナウイルスの感染拡大の抑制に向けた行動や市民への啓蒙をより心がけていただき、昨年10月から12月までこの3か月間の期間、江南市は新型コロナウイルス感染症の新規発症者ゼロという記録がありました。これを更新できるように努めていただきたいと思います。

また、第8波に関連してかどうかは分かりませんが、昨日の総務委員会の中で消防長より一言謝罪がありましたので、ちょっとそのことにだけ言及させていただきたいと思えます。

内容は、大藪委員に関する救急車の緊急出動についての話であります。遅延があったという内容での謝罪でありましたが、私はこの件謝罪は必要ないと思っております。遅延の理由は本庁の救急車が全て出動しており、東分署から本庁舎へ出動したためということであります。この内容であれば、どこに謝罪の対象があるんでしょうかね。職員の何らかの問題があったとかいう話でも全くなく、このケースは頻繁に江南市ではあるわけであります。逆に私が思うところはそこではなくて、江南市において法定台数よりも救急車が1台足りていない状況があるということを知り及んでいるところかと思っております。救急車1台導入するためには消防職員9名の増員をしなければならないということを、多大な市の財政に影響することは分かっておりますが、市民の命の危機に関することであるので、見過ごしていい問題ではないと私

は思っております。

当委員会に属する部課においても、財源不足を起因して法令遵守ができていない事案というのが私の見る限りでも散見しているように思われております。江南市が目指す地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市には、救急車が不足するまちや法令遵守ができていないまちは選択肢にないと思っております。いま一度皆様におかれましても、第6次江南市総合計画をもう一度読み込んでいただき、この地域とつくる多様な暮らしを選べる生活都市というのはどのようなまちであるのかイメージしていただくとともに、それに向けた政策、何とかして実現できるようにアイデアを絞り出し提案していただき、我々議員もそれに向けてしっかりと応援させていただきたい、そう考えておりますので、それに向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で御挨拶とさせていただきます。

続きまして、市長から御挨拶をお願ひしたいと思ひます。

○市長 おはようございます。

第8波のコロナウイルス感染症でありますけど、今委員長のほうからお話がありましたように、今日からアピール内容の適用がされるわけでありませうけれども、従前の感染防止対策をしっかりと取りましよう、様々細かな点での修正が若干あるようでありますけれども、非常に感染力が強いというようなことでお聞きをしておりますので、どうか皆さん方も十分御留意していただきたいなというふうには思っているところであります。

主にはこれまで言われている3つの密というものについての回避、効率的な換気、それからオミクロン対応ワクチン、インフルエンザワクチンの接種を受けるといふようなことが言われております。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、去る11月25日に12月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願ひ申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

それでは、市長は公務のため退席されますので、お願いいたします。

それでは、委員会のほうを進めていきますが、開催に先立ちまして新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために第2委員会室内、マスクの着用のほうを改めてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第85号 江南市都市公園条例の一部改正についてをはじめ11議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときのみ出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

それでは、審査に入ります。

議案第85号 江南市都市公園条例の一部改正について

○委員長　　最初に、議案第85号 江南市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長　　都市整備部都市計画課所管の令和4年議案第85号 江南市

都市公園条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

議案書の144ページをお願いいたします。

江南市都市公園条例の一部改正についてでございます。

議案書の145ページには江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）を、議案書の146ページから147ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　146ページで、それぞれ新旧で上昇した値段があって、その割合が一定じゃないんですけど、これは地価が下がったので値段が下がったということだったと思うんですけど、それぞれ下がった割合が違うのがどうしてかということと、それからこれは直接今回のには関係ないかもしれないんですが、10条の4項のところにも一月未満のものについて100分の110を乗じてというのがあるんですけど、ちょっとこの意味がよく分からなかったものでこれについてと、あと先ほどのこれが下がることによって市に入るお金がどのくらい下がるのか、もし分かれば教えてください。

○都市計画課長　まず江南市の都市公園条例の占用料につきましては、江南市の道路占用料に準じております。これもまた愛知県の道路占用料に準じておりまして、愛知県の道路占用料につきましては、固定資産税評価額の改定に合わせて3年ごとに見直しをしているということでございまして、この評価額に基づいた算定の結果下がったということで聞いておりますが、詳細につきましてはちょっと分からないということでございます。

あと、減額の幅なんですけれども、都市公園に占用物件としてあります、今回の改正の対象となっておりますものですが、新旧対照表、146ページですね、こちらのほうで御説明をさせていただきますと、第2種電柱、こちらのほうが22本ございます。あと、第1種電話柱が12本、あと公衆電話が1基ということで、改正前の金額でいいますと占用料としては4万8,380円、これが改正後に4万4,900円ということになります。ですので、減額の金額としては3,480円ということになります。

あと、100分の110の根拠につきましては、はっきりとしたことは言えませんが、江南市の行政財産目的外使用料条例、こちらのほうに準じていると。こちらのほうの第3条に土地の利用料の算定という中に、算定された額に対しての100分の110を乗じて得た額とするというふうに規定されておりました、これを準用しているということでございます。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

○鈴木委員 ちょっと今関連して、3年ごとに土地の評価額が見直しと、そういう理解でいいんですが、従前、この改正前の額というのは、3年前にはやっぱり改定があったということで理解してよろしいでしょうか。その都度その都度改定していくということで。

○都市計画課長 先ほど申し上げたんですけれども、江南市は道路占用料の改定に伴って、こちらのほうも変えておりますので、そちらのほうとしては愛知県のほうが3年に1回の評価額で変えておりますので、3年に1回ということになります。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時42分 休憩

午前9時43分 開議

○委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 江南市道路占用料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第86号 江南市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案書の148ページをお願いいたします。

議案第86号 江南市道路占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の149ページから151ページに条例（案）を、152ページから163ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 表の中、例えば156ページ以降とかでAに0.033を乗じて得た額とかAに0.014を乗じて得た額とかあるんですが、すみません、このAというのがよく分からなかったんですが、何のことか。

○土木課長 Aは近傍地の土地の固定資産税台帳に登録された課税標準額でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません。先ほどと同じように、これによって土木課としてつかんでいる金額、幾ら減額になるのか教えてください。

○土木課長 占用料の額の変更による影響は、令和3年度決算の数量を比較しますと、道路占用料は約4,705万円から4,261万円となりまして、444万円の減額の見込みでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時45分 休 憩

午前9時46分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第87号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案書の164ページをお願いいたします。

議案第87号 江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書の165ページに条例（案）を、166ページから169ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 先ほどと同じくこれに関わる施設が幾つあって、幾らの金額になるか教えてください。

○土木課長 通路橋といたしまして全て合計して1,316平方メートル、その他の物件として80件ございまして、影響額といたしましては令和3年度の決算の数量を比較しますと約179万円から172万円となりまして、約7万円の減額となる見込みでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時48分 休 憩

午前9時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号 江南市準用河川占用料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第88号 江南市準用河川占用料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長 議案書の170ページをお願いいたします。

議案第88号 江南市準用河川占用料条例の一部改正についてでございます。

議案書の171ページに条例（案）を、172ページから175ページに条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 同様に、対象となるのが何本ぐらいあって、幾らぐらいの減額か分かれば。

○土木課長 その他の物件としまして7件ございます。また、令和3年度決算の数量と比較して申し上げますと、約8,500円から約8,200円となりまして、300円の減額となる見込みでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 50 分 休 憩

午前 9 時 51 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第89号 江南市手数料条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第89号 江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の176ページをお願いいたします。

議案第89号 江南市手数料条例の一部改正についてで御説明させていただきます。

177ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、222ページから269ページに新旧対照表を掲げてございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません。新旧がずっとばらばらなんでよく分からなかったんですけど、結局これは国の条例が変わったので表記が変わったということだけなのか、金額も変わっているのか、金額が変わったとしたらどういうふうに変ったのか、すみませんが教えてください。

○建築課長 今回の改正の内容についてお話し申し上げます。

今回につきましては、低炭素建築物の新築等の計画認定及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定の認定申請単位について変更があったものでございます。共同住宅等の住戸に対する認定を廃止します。また、複合建築物においては複合建築物全体に加えて、Z E H・Z E B、これは新しい基準でございますが、Z E H・Z E B基準の取組と同様に住宅部分と非住宅部分の認定を可能としたものでございまして、新たにできました部分の申請につきましては従前のものをそのまま単価採用しておりますので、金額の変更はございません。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○牧野委員　こういう単価というのは、県の指導とかそういう基準値に基づいてやっているものなんですか。

○建築課長　今回につきましては、国の法律の変更によりまして県の条例が変わったものでございます。その県の条例に合わせて江南市の条例も同じ金額で設定をさせていただいたものでございます。

○牧野委員　本当よく分からない。かなり上がっているように感じをしているんだけど、全体的な上げ幅ってそういう率ではないんで、分からないんですかね。

○建築課長　基準自体の制限が上がったことはあったんですけども、金額につきましては変わってございません。

○牧野委員　そういうことですか。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員　これは実施日はいつからになるかということと、言うならまだこれからの話なのか、大体どれぐらいの対象、多分これから増えていくということだと思えますけれども、この低炭素。この辺りについての認識があまりよく分からんもんですから、今質問があったんですけど、ほかの委員からも。ちょっとこの辺りのもう一回意義というか意味というか、国がやりますからそうしますということかもしれませんけれど、ちょっとその付近だけ分かれば教えてください。

○建築課長　施行日につきましては、公布日に施行ということになってございます。

あと、実績も含めましてお話ししますと、新しく条例が変わったわけなんですけれども、これで何が変わったかというかどうかというメリットがあるのかということについてお話しして実績をお話ししたいと思うんですけれども、実際メリットとしましては低炭素建築物認定につきまして、認定された低炭素住宅に関わる所得税の軽減や、認定建築物につきましては容積率の特例が受けられます。それによってより大きな建物を建てるのが可能となります。性能向上計画認定につきましても容積率の向上の特例が受けられます。影響額でございますけれども、近々の認定実績がございませんので、実際見込み額はゼロ円ということで、頻繁に使われるような申請の区分にはなってございませんのでよろしくお話ししたいと思います。

○鈴木委員 分かりました。

ただ、さっき言った公布日というのはいつになるわけ。今、公布日とぼんと言われたんだけど、その件だけ、いつ。

○建築課長 公布日は議決日という形になります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員 低炭素もそうですし、エネルギー消費性能向上計画、あと長期優良住宅、この辺りですけど、今直ちに求めませんが、全確認申請に対してどれだけ出たかというのはある程度把握しているんですもんね。数量は出ますよね。実際、例えばですけど低炭素住宅、皆さん御存じか分かんないんですけど、調整区域には認定されないんですね、これ。市街化区域しか受けられない特典だったりしますので、その辺り全数とその数字が分かれば残った数が調整区域といろいろ調べられることもできたりしますので、今後伸びとかも推移を見計らいたいというところもありますので、直ちには求めませんけれども、出るようでしたら教えてください。

○建築課長 今手元の資料の中でお話しさせていただくんですけれども、令和3年度実績で建築確認申請が552件ございました。そのうち、委員言われました長期優良住宅の計画申請につきましては153件、低炭素の建築物の計画申請につきましては14件、省エネルギー性能向上計画の認定申請につきましては1件ということでございまして、過去の件数からの増減につきましてはおおむねこのぐらいの数字で推移していきだろろうというような数字となっ

てございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時59分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第90号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案書の270ページをお願いいたします。

議案第90号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

271ページには江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

272ページには条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 単純な質問で、271から再任用職員を定年前再任用短期時間勤務職員と文言を変えるんだけど、もう少し分かりやすく、仕事の形態とか時間とか年齢とかどこら辺が当てはまるかちょっと教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹 定年前再任用時短職員制度というのは、国家公務員の定年の引上げに伴い江南市でも採用していくということで、時限的に60歳から65歳まで定年が延びてくるわけですけども、例えば定年が62歳になったときに、60歳から62歳の間は再任用と……。

○牧野委員 定年前。

○水道事業水道部水道課主幹 それを選べるという趣旨。

○牧野委員 再任用にするか、62歳まで頑張るという。

○水道事業水道部水道課主幹 今までの再任用という職員の名称が、定年前に再任用になるものですからこの名称が変わったということだと認識しています。

○牧野委員 そうすると定年が62歳になったときに、現在の60歳から再任用か定年前再任用かと本人が決められるんだけど、そのときの賃金単価というのは詳しく、変わらないのか変わるのかね。

○水道事業水道部水道課主幹 再任用と定年前再任用が選べるのではなくて、定年はあくまで62歳になったら62歳なんです。管理職であれば辞めたときの70%でなると。それか再任用かどちらか選べるということで、定年前再任用の給料というのは、現在の再任用職員の給料に準ずるということです。

○牧野委員 準ずるんだね。

○水道事業水道部水道課主幹 任用期間が違うだけです。任用期間が再任用は1年更新なんですけれども、定年前再任用は例えば60歳でそちらを選んだら定年までその任用期間があるというところです。

○牧野委員 了解。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時04分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号 避難所用プライベートルーム外7件売買契約の締結について

○委員長 続いて、議案第91号 避難所用プライベートルーム外7件売買契約の締結についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 防災安全課から御説明させていただきます。

議案書の273ページをお願いいたします。

議案第91号 避難所用プライベートルーム外7件売買契約の締結についてでございます。

令和4年10月18日、指名競争入札に付した避難所用プライベートルームほか7件の購入について、下記のとおり契約を締結するため江南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、274ページをお願いいたします。

参考といたしまして、仮売買契約書を掲げております。

補足して説明することはございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 ありがとうございます。

この7件を含む購入予定のものということで今御提案があったわけなんです、ちょっと内容を少し見させていただいて、どんなものかというのがどうしてもつかめないんですね。形とか大きさとかそういうのが想像がつかなくて、もしもそういったものの予備資料なんかがあれば見せていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○防災安全課長兼防災センター所長 資料をもって説明させていただきます。

○委員長 それでは、資料のほうを配付していただきますのでお願いいたします。

[資料配付]

○委員長 それでは、説明をお願いします。

○防災安全課長兼防災センター所長 資料として2枚お渡しさせていただいてありますが、1枚目はプライベートルームの7件の詳細、2枚目はそれぞれの物品の写真つきの資料となります。

①番から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

①番の避難所用プライベートルーム、これは災害発生時に避難所用の乳幼児の授乳などのプライバシーを保護するテントとして購入する予定でございます。大きさとしましては、幅が2,100ミリ、奥行き2,100ミリ、高さが2,200ミリでございます。指定避難所26か所に2張りずつ配備する予定でございます。

続いて②番、簡易トイレ（自動ラップ式トイレ）、これにつきましてはトイレの使用時に排せつ物、臭い、菌をラップの中に封じ込め、衛生環境を保護するためのトイレでございます。サイズにつきましては、幅が390ミリ、奥行き460ミリ、高さ270ミリ、これは収納時の大きさになります。重量としては約12キロとなります。これも26か所に1台ずつ配備する予定でございます。

次に、③番の簡易トイレ（自動ラップ式トイレ）用バッテリーでございます。これは簡易トイレのセットとして買うものでございます。停電時のために使うバッテリーでございます。

続いて、④番の簡易トイレ（自動ラップ式トイレ）用立ち上がり補助手す

り、これも同様に自動ラップ式トイレと付随して購入する予定でございます。

[発言する者あり]

○防災安全課長兼防災センター所長 写真も併せて見ていただきますと、すみません、よろしく申し上げます。

続いて、5番の簡易トイレ（自動ラップ式トイレ）用テント、これはトイレを使用するときに車椅子でも使用できるように間口の広いテントでございます。幅が1,800ミリ、奥行きが1,800ミリ、高さが2,200ミリでございます。これも指定避難所26か所に2張りずつ購入する予定でございます。

続いて、6番、発動発電機（インバーター付）でございます。これは避難所用の自動ラップ式トイレのバッテリーを充電するために購入する予定でございます。また、携帯電話の充電にも使えるようにしてございます。サイズ的には、幅が451ミリ、奥行きが242ミリ、高さが379ミリでございます。この数17台につきましては、26か所のうち9か所は配備しているため、残りの17か所に配備する予定でございます。

続いて⑦番、コードリール防雨型（長さ30メートル）、これは排気を排出するために外で発電している発電機から電源を取るためのものでございます。これは基本的に指定避難所2台を配備する予定でございます、今回は34台を購入する予定です。

続いて、8番、簡易トイレ・プライベートルーム用多目的簡易ベッド（赤ちゃん転落防止ベルト付）でございます。これは避難所テント用プライベートルームや簡易トイレのテントの中で乳幼児を横にできることに加え、荷物を地面に置かなくてもよいため衛生的に配慮するためのものでございます。大きさとしましては、幅が700ミリ、奥行きが2,000ミリ、高さが400ミリでございます。これは指定避難所の26か所に4台ずつ配備する予定です。

説明としては以上となります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 これって今たしか収納場所ってかなり困っているという話を聞いていたんですけど、かなりの量なんで、その辺の収納は問題ないのかということと、あと点検を今後どうするのかということと、今防災訓練がほとんどコロナでやられていないんで、いざというときに使い方とかその辺って地

域でなかなか難しいのかなと思うんですけど、その辺はどうされるのかお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 収納につきましては、今の既存の防災倉庫の中には収めることができます。

あと、点検と訓練につきましては、当然購入して使い方というのはやはり自主防災会の方をお願いしなきゃいけないので、来年、自主防災会訓練の中で説明していく予定で考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○尾関委員 6番の発電機の件です。

こちらの動かすための燃料は、ガソリン式なのかプロパンガス式なのかハイブリッド、両方使えるほうなのかですね。あと、機種選定に至った過程を教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 燃料はガソリンでございます。

あと、機種の選定につきましては、同じ製品がもう配備されておりますので、点検は同じ製品のがしやすいということでこの商品を選ばせていただいております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○中野委員 何社で話をして、これ今回一宮市の会社になっていると思うんですけど、江南市の会社ってこういうのいないのかなと思って、単純な疑問というか。

○防災安全課長兼防災センター所長 今回一応指名競争入札ということで、5者の業者によって行っております。4者は市内の業者、1者が一宮市で、取られたのが一宮市だということです。

○中野委員 金額って5者の内訳を聞いても大丈夫ですか。今せっかく4者江南があつて、一宮市になっちゃう。決定理由を。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時14分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○防災安全課長兼防災センター所長 落札金額としましては、1,871万4,000

円です。

- 委員長 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時16分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

- 三輪委員 今ので確認ですけど、決定理由は値段が決定なのか、ほかに何か理由があったのか、その点をちょっと教えてください。

- 防災安全課長兼防災センター所長 指名競争入札でございますので、値段で決定します。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時18分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで皆様にお伺いいたします。

ただいま議案第91号の審査のため当局から配付されました資料につきまして、委員会配付に留め置くか、委員会審査資料として議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

- 大藪委員 私からの提案は、議員の皆さんにこういったものをよく知っていただく上で、議会のほうにも配付していただければいいのではないかなど考えますが、いかがでしょうか。

○委員長　　その他御意見はありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　よろしいですね。

それでは、この配られた資料につきましては委員会審査資料として議場配付したいとの意見がありましたので、配付されました資料につきましてはそのように取扱いさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

○委員長　　続いて、議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部の所管に属する歳入歳出、都市整備部、水道部の所管に関する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、都市整備部防災安全課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長　　防災安全課が所管する補正予算につきまして、御説明させていただきます。

歳出につきましては御説明させていただきますので、議案書の292、293ページをお願ひいたします。

292、293ページの中段の2款1項8目防災安全費で、43万8,000円の増額補正をお願ひするものでございます。

補足して説明することはございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて、土木課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○土木課長　議案第92号　令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）のうち、土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の324ページ、325ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費でございます。

1目の道路管理費に712万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

325ページの説明欄をお願いいたします。

人件費等といたしまして711万4,000円の減額補正を、企画調整事業といたしまして1万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

ページをはねていただき、議案書の326ページ、327ページの下段をお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう費でございます。

1目の道路橋りょう費に24万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

327ページの説明欄をお願いいたします。

道路維持管理事業といたしまして24万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　329ページの河川費のところは土木課じゃないですか、土木課でいいですか。

人件費のことはここで聞いてはいかんのかもしれないんですけど、この河川費……。

○委員長 河川は下水道課になります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、建築課所管について御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、議案書の326ページ、327ページの上段をお願いいたします。

8款1項2目建築指導費に人件費等で10万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、都市計画課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市計画課長 都市計画課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の328ページ、329ページをお願いいたします。

下段の8款4項1目都市計画費は247万6,000円の減額補正をお願いするもので、330ページ、331ページ、最上段まででございます。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、都市整備課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 都市整備課所管につきまして御説明申し上げます。

歳出でございます。

議案書の330ページ、331ページをお願いいたします。

上段の8款4項2目都市整備費は19万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大薮委員 この下段の江南布袋南部土地区画整理事業特別会計繰出事業、これちょっと詳細を教えてください。

○都市整備課長 こちらにつきましては、この後議案第93号のほうで、特別会計のほうで御説明させていただきます。その関係で、今回繰出金として補正をお願いするものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、経済環境部環境課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明させていただきますので、議案書の316ページ、317ページの下段をお願いいたします。

4款2項1目清掃費、人件費等で16万6,000円を減額、その下、分別ごみ収集運搬事業で2万8,000円を減額、その下、リサイクルステーション運営事業で3万7,000円を減額。

次に、318、319ページの最上段をお願いいたします。

ふれあい収集事業で16万円を減額、その下、清掃施設維持運営事業で52万9,000円を増額、その下、江南丹羽環境管理組合関係事業で1,548万8,000円を増額、その下、尾張北部環境組合関係事業で209万9,000円を減額、その下、ごみ処理施設建設事業等基金管理事業で2億円を増額する補正をお願いする

ものでございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　新ごみ処理施設の基金の積立てなんですけれども、今年度は2億円にさらに2億円足して4億円ということですが、今の積立金の状況と、あとそれからこの積立てで足りるといふか、足りない分をどうするのをお願ひします。

○環境課長　今回の補正予算2億円を増額することによりまして、18億38万4,259円が積立金額となります。

落札金額が先日確定しましたので、また今再計算されていると思うんですけれども、今の時点で申し上げますと、あと積立ての目標まで2億円程度積立てをする目標となっていて、来年度に向けてまた2億円程度の積立てを目指しているという、そういった状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　そうすると、今年無理にこの2億円を積まなくてもよかったかなというふうに思うんですけど、それから人件費で、どこで聞いていいのかわかんないので、人件費の担当は違うと思うんですけど、今回期末手当、勤勉手当、ボーナスが国によって人勧で減らされるということになってほとんど減っているんですけど、こんな時期に減らしていいのかというような議論はなかったかどうかだけ確認します。

○環境課長　すみません。こちらは指示どおりに補正をさせていただいたということでよろしくお願ひいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、商工観光課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○商工観光課長　それでは、議案第92号　令和4年度江南市一般会計補正予算のうち、商工観光課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、議案書の320、321ページをお願いいたします。

中段、5款1項1目労働費、説明欄、就業相談等運営事業で2万3,000円の減額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、322、323ページをお願いいたします。

下段、7款1項1目商工費、説明欄の人件費等で233万円の増額、はねていただきまして325ページ上段、新型コロナウイルス感染症経済対策事業、江南市事業継続応援金交付事業で21万9,000円の減額、その下、新工業用地整備事業基金管理事業で1億5,000万円の増額、その下、観光推進事業で1万4,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　325ページの基金の積立てなんですが、今回1億5,000万円積んで2億5,000万円ということですが、この事業について一時凍結ということだったんですけれども、今後どういうふうに積んでいくかとか、計画があるのか、いつからこの事業を開始するかというのがもし決まっていれば教えてください。

○商工観光課長　現在この事業につきましては、事業の開始に向けまして関係各課と課題等について確認、整理等を進めさせていただいております。事業開始が決まりましたら、議会のほうにも御報告させていただきながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員　この中のまず320ページの就業相談等運営事業の金額はそんなに大きくないんですが、2万3,000円と。あるいはその次の観光推進事業の1万4,000円、これはどこに係るところの減額になるんでしょうか。もしどういったところの人件費に係るところだということでもちょっと教えてもらえればありがたいんですが。

○商工観光課長　就業相談等運営事業、そしてこちらの観光推進事業でございますが、それぞれ会計年度任用職員1名を採用しておりますので、この会

計年度任用職員に係る人件費でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員 1名1名ということで、人的な配置になっておるといふことやね。そういうことやね。

○商工観光課長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、農政課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 それでは、農政課が所管します補正予算につきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入の御説明をさせていただきますので、議案書の282、283ページをお願いいたします。

中段やや下の16款4項2目1節農業費交付金で11万2,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきますので、議案書の320、321ページをお願いいたします。

下段、6款1項1目農業費、説明欄、人件費等の減額補正と、はねていただきまして323ページ、上段の説明欄、農地転用等審査事業で8万1,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 323ページの農地転用審査事業のところのタブレット管理システムの使用料というのがあるんですけども、今までとこのタブレットが入ったことでどういうふうになるのか教えてください。

○農政課長 まず、このタブレット管理システム使用料なんですけれども、こちらは農業の現場の調査、農地利用状況調査の際に活用するタブレットのために組んである予算のシステムなんですけれども、こちらのシステムにつ

きましてはタブレットのほうに、これは江南市だけではなくて全国的に導入を進めていっているタブレットになりますので、今後農地の現況調査なんかで必要になるアプリとか、そういったソフトを一括して導入したり、あと江南市の場合ですと農地利用最適化推進委員の方に、7名の方にお貸しして現況調査で利用していただくことになりますので、そういった方が勝手に個人的なアプリとか入れられたりとかできないようにだとか、あとは万一紛失等があった場合に遠隔操作で紛失に遭ったタブレットをロックをかけるとか、そういうためのシステムになっております。

今回の補正予算につきましては、先ほど言いましたタブレットを活用して、来年度からの予定でおりますけれども、農地利用状況調査でタブレットに農地のその年度年度の状況を入力しますと、農水省、国のほうで管理しているシステムのほうに反映されていくと、そういった情報が反映されていくというものになりまして、今回の補正で上げさせていただいているのはタブレットの本体の予算は昨年度予算措置のほうをさせていただいて繰越明許でタブレット本体も今年度購入予定なんですけれども、今回の補正予算はその周辺機器といいますか、タブレットを入れるケースだとか保護フィルムだとか、今御説明したシステムとか、あとシステムと通信しなきゃいけないので、その回線使用料になっております。

○三輪委員　確認ですが、これは江南市独自ということではなくて、全国的にどこの自治体も行っている状況ということでしょうか。

○農政課長　基本的には全国で統一されたといいますか、同じタブレットと同じ通信、同じシステムを使って、ただまだ若干導入未定の、これ農業委員会のほうで導入していくことになるんですけれども、まだ検討中だとか未定というところも若干ございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、水道部水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　令和4年度一般

会計補正予算（第11号）のうち、水道部水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、議案書の320ページ、321ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道費は、水道事業会計の繰出金でございます。

内容につきましては、321ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

水道事業会計繰出金として1万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、議案第95号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）で御説明させていただきます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 令和4年度一般会計補正予算（第11号）のうち、水道部下水道課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の328ページ、329ページの上段をお願いいたします。

8款3項1目河川費でございます。

内容につきましては、329ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

人件費等において416万6,000円の増額補正を、その下、企画調整事業において10万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、はねていただきまして、議案書の330ページ、331ページの下段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。

内容につきましては、331ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業において、繰出金として787万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。詳細につきましては、後ほどの議案第96号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）で御説明させていただきます。

補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

○三輪委員 すみません。ここで聞いていいか悪いか分かんないんですけど、先ほどの329ページの河川費のところの人件費がほかのところは減っているんですが、ここだけ増えている、全然減っていないので何かちょっと不思議だなと思ったんですが、何か理由があれば教えてください。

○水道部下水道課長 こちらにつきましては、予算の段階では例年どおりの人員で予算配当していただいていたんですけども、本年度より再任用職員を1名増員していただきましたので、その再任用分の職員の方の人件費の補正でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時42分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第87号の江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正についての当局答弁につきまして、当局から三輪委員の質疑に対する答弁を訂正したい旨の申出がありましたので、この申出を許可します。

では、訂正のほうをお願いいたします。

○都市整備部長兼危機管理監 貴重な時間をいただきまして申し訳ございません。

先ほど議案第87号 江南市公共用物の管理に関する条例の中で、三輪委員から御質問のありました公共用物の対象となる面積について誤りがありましたので訂正させていただきます。

○土木課長 質問の中で通路橋として1,316平方メートル、その他の物件として80件と答弁いたしました。正しくは通路橋1,296平方メートル、その他の物件が85件が正しい答えでございました。訂正させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、皆様にお諮りしていきますが、先ほど議案第87号は簡易採決をもって御異議なしということで採決させていただきましたが、この状況で再度答弁訂正ありましたが、御異議なしということで採決はよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしということで、このまま可決の流れで進めさせていただきます。お願いいたします。ありがとうございます。

もう一件答弁訂正があるということでお願いします。

○都市整備部長兼危機管理監 度々申し訳ございません。

先ほど建築課の議案第89号 江南市手数料条例の一部改正についての御審議の中で、鈴木委員より公布日について御質問がありましたけれども、議決日というふうにお答えしましたが、誤りがありましたので訂正させていただきます。

○委員長 では、説明をお願いします。

○建築課長 先ほど私のほうの答弁で公布日イコール議決日ということでお伝えしてしまっただけなんですけれども、正確には議決後速やかに決裁等の事務の
手続を取って公布されるということで、議決日イコール公布日とは限らない
ということでございますので、訂正しておわびいたします。

○委員長 説明ありがとうございました。

この際、また皆様にお諮りいたします。

議案第89号につきましても簡易採決のほうで可決させていただきましたが、
その内容でよろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、可決ということで進めさせていただきます。お願いい
たします。

では、質疑のほうを続行いたします。

**議案第93号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理
事業特別会計補正予算（第1号）**

○委員長 続いては、議案第93号 令和4年度尾張都市計画事業江南布袋南
部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○都市整備課長 議案書の359ページ、令和4年議案第93号 令和4年度尾
張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
につきまして御説明申し上げます。

360ページ、361ページに第1表 歳入歳出予算補正を、362ページ、363ペ
ージには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

364ページ、365ページ、歳入といたしまして4款1項1目一般会計繰入金
でございます。こちらは一般会計繰出金からの繰入金でございます。

366ページ、367ページ、歳出として1款1項1目総務管理費でございます。
歳入歳出それぞれ5万8,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、右側説明欄を御覧いただきますようお願いいたしま
す。

368ページから371ページに給与費明細書を掲げております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時04分 休 憩

午前11時05分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第95号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）

○委員長 続いて、議案第95号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の385ページをお願いいたします。

議案第95号 令和4年度江南市水道事業会計補正予算（第5号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、385ページから386ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、388ページから403ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

404ページ、405ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項3目他会計負担金から2項4目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

406ページ、407ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項1目原水及び浄水費から、408ページ、409ページ、5目総係費を掲げております。

410ページ、411ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款5項2目他会計補助金を掲げております。資本的支出につきましては、1款1項1目事務費を掲げております。

内容につきましては説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 すみません。これに直接関係あるかどうか分らなかったんですが、403ページのリース契約により使用する固定資産というところがあって、所有権移転外ファイナンス・リース取引と、あとその賃貸処理を行っているというところら辺のリース契約による固定資産というのがよく分からなかったので、ここで聞いていいのかどうか分かんないんですけど、教えていただければと。

○水道事業水道部水道課主幹 企業会計でリース契約しているもの、例えば印刷機だとかあるんですけども、そのリースで借りているやつをこの会計上賃貸借に係る方法に準じた会計処理によって処理できるということですので、リースのやつを会計処理上この形を取っているということでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休 憩

午前11時09分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第96号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第96号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の413ページをお願いいたします。

令和4年議案第96号 令和4年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、413ページから414ページに収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額、債務負担行為を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、416ページから431ページにかかまして補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表及び注記を掲げております。

はねていただきまして、432ページ、433ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、上段の1款1項2目他会計負担金から、最下段の2項5目消費税及び地方消費税還付金までを掲げております。

はねていただきまして、434ページ、435ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項4目総係費から、436ページ、437ページ最下段の6目減価償却費までを掲げております。

はねていただきまして、438ページ、439ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、1款5項2目他会計補助金を掲げております。

はねていただきまして、440ページ、441ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、上段の1款1項1目污水管きよ整備費と、4目雨水施設整備費を掲げております。

内容につきましては、441ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

雨水貯留施設整備事業について、債務負担行為をお願いするものでございます。おおむね1年の工期を要する古知野高校の敷地内で行う雨水貯留施設の設置工事の工程について、高校側と協議させていただいたところ、年度内の工事を完了させることが必要となり、令和5年度の早期の現場着手が必要なため、期間は令和4年から令和5年度で、限度額5億9,969万1,000円の債務負担をお願いするものでございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　今の雨水貯留設備の事業の債務負担行為なんですけれども、これ工期が早くなったということで限度額が上がったとかそういうことがあるのかどうか。この根拠というか、5億9,969万1,000円というふうになった根拠とか、工期によって変わるものなのかどうかをお伺いします。

○水道部下水道課長　こちらのほうに関しましては、雨水貯留施設整備事業ということで、江南市に関しては地下水が深いところございまして、本来であれば渇水期に事業ができればいいんですが、これまでの雨水貯留施設事業でもございましたが、おおむね大体2か年、要するに渇水期の時期に施工することで行っていました。

ただ、今までの小・中学校のほうの義務教育のところとは話が違いまして、

高校側というのは義務教育ではない場所ということで、皆さん選ばれるということで、あまり2か年にわたって入学式とか卒業式、そういったものが生徒に対して負担になるのはまずいということで、高校側のほうとも配慮させていただきまして、何とか1年間で事業を完了させるということで、少しでも早く工事のほうに着手させていただいて、1年間という限られた中で整備のほうを行っていきたいということで今回債務負担行為を上げさせていただいたところです。

○三輪委員　金額的には1年でやるとこういうことになって、2年でやるよりは高くなるということでしょうか。

○水道部下水道課長　こちらのほうにつきましても、2年でやるほうがお金がかかるかということになりますが、非常に仮設とかでウエルポイント、井戸みたいなのを設置しまして水抜き作業というものも工期短縮のための施工方法でございますので、若干その分に関しては金額は上がっているというふうに考えております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○鈴木委員　ちょっと2点ほどあれなんですけど、たしか従前10月だったかな9月、ここの工事についての調査費みたいな何か予算があったと思うんですけど、その付近の関係性、それから今、三輪委員が言われたような、そういったことも含めてスケジュール的な問題、あともう一点はプールを撤去するという、そういったことも含めて、特に学校というのは生徒の授業、春休み、夏休みというんですか、そういったことも言っておったんですけど、その付近で、年度内ということになっていきますけど、再度の質問になりますけど、そういうときは学校側と調整できますか。そのときちょっと定かじゃないところがあるものですから教えてください。

○水道部下水道課長　学校側のほうとしましては、あまり生徒たちの授業とか、特に部活とかのほうの妨げにならないようにという形で工程は組んでほしいということで考えております。一応スケジュールに関しましてはおおむね2月10日前後ぐらいで指名審のほうを諮らせていただいて、入札の公告のほうを進めてまいりたいということで考えております。一応3月の中旬ぐらいに業者のほうが決まってくるということで、4月早々から工事のほうを着

手という形になりまして、こちらのほうのまずはプールの解体工事がございますので、プールの解体工事が先行する形になりますが、同時に雨水貯留施設の本体のほうも二次製品とかを造らせていただいて発注する関係上、同じような時期で発注を早期にしていまいりたいというふうに考えております。

○鈴木委員　今そういうことで……。もし何かありましたら、補足。

○水道部下水道課長　すみません。ちょっと金額のほうは雨水貯留施設のほうは大きな工事になってきますので、指名競争入札ではなくて一般競争入札になりますのでよろしく願いいたします。

○鈴木委員　本当に何度も申し上げますけれども、多分特にプールなんかを撤去するときには騒音がすごいするんじゃないかなど。恐らく掘削というか、相手はコンクリートですので、そのことを含めてきちっとしないと授業のちょうど休みの中で処理していくというのは非常に難しいような気がしますので、もう一度その付近のところを学校側ともう一度、特にプール撤去という部分が私はすごく気になりますので、後でやり始めたらまた頓挫ということがあるかもしれませんので、十分その上だけは学校側としっかりとコミュニケーションを取ってもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時18分　休　憩

午前11時19分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次は、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

報告書につきましてはタブレット端末に配信させていただいております。

去る10月31日から11月2日まで、広島県福山市、広島県東広島市の広島中央エコパーク、広島県三次市を行政視察していただいた報告書について御協議をお願いいたします。

なお、あらかじめ所感については記載するようになっておりましたので、既に記載をさせていただいておりますのでお願いいたします。

それでは、この報告書を見ていただきまして、何か御意見がありましたらお願いいたします。

[発言する者あり]

○委員長 そうですね。所感のほうについては、正・副委員長及び三輪委員のほうからも一部いただきましたので、そちらも追加で反映させていただきました。出して出させていただきました。

それでは、特にこれからの変更等の御意見がないようでありますので、この形で修正せずに報告をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

報告のほうは、今定例会において報告書の提出をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とさせていただきます。

この件につきましては去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に御一任いただいておりますが、今回その結果のほうを本

日御報告させていただきます。

今年度の建設産業委員会の研修会は、2回行うことを予定しております。

初めに、1回目の研修会について説明させていただきます。講師につきましては、ソフトバンク株式会社公共事業推進本部本部長、柏木陸照氏。研修テーマにつきましては「まちづくり事業におけるDXの活用について」。日程につきましては、令和4年12月14日水曜日午後3時から5時としたいと思います。実施場所については、当委員会室、第2委員会室のほうで実施のほうをさせていただきます。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度1回目の委員会の研修はソフトバンク株式会社公共事業推進本部本部長、柏木陸照氏をお招きして、令和4年12月14日水曜日午後3時から5時、場所は第2委員会室とすることに決定いたしました。

続きまして、2回目の研修会についてであります。講師につきましては、中部大学教授、福井弘道氏。研修テーマにつきましては「GISの現状と未来について」。日程につきましては、令和5年1月26日木曜日午前10時から11時30分としたいと思います。場所につきましては、当第2委員会室を予定しております。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の2回目の委員会の研修は中部大学教授、福井弘道氏をお招きし、令和5年1月26日木曜日午前10時から午前11時30分とすることに決定いたしました。

では、補足ということで大薮委員から説明があります。お願いいたします。

○大薮委員 委員長のほうから許可をいただきましたので、今回この研修につきまして、まずソフトバンクの本部長、柏木さんという方は、ついせんだってまで大阪万博の実行本部の本部長を務めてみえた方です。このソフトバンク、実は御縁があったのが、たまたまソフトバンクの現在の社長、宮川というのが私の後輩に当たります。それでその関係で宮川さんに何か話をでき

る内容はないかなということをお聞きしましたところ、ソフトバンクの中に政策チームがあるそうで、要するに例えば副市長だとかそういったところを地方自治体に派遣をしているそうです。それから、各部長とか教育長とかそういった方を派遣しているチームがあって、そのトップだそうです。本来でしたらば東京へ来て相談してくれ、お話を聞いてくれなんですが、今回宮川の関係で大藪さんがそこにいるならそっちへ派遣させるということで、なかなか聞ける人ではないそうですので、できる限り皆さんたくさんの方にお話を聞いていただき、いろいろ地方自治体のことを非常に詳しく説明していただけたらと思うので、その辺だけ御理解いただければうれしいなと思います。

あわせて、もう一人の中部大学の福井教授というのは、もともと慶応大学の頃にGISを専門に研究していた方で、この方も今から10年ほど前ですかね、中部大学がGISセンターというのをつくりまして、これも日本ではトップクラスの研究をしているGISのところ、最先端は今やこの中部大学のGISセンターだろうというふうに言われているところです。たまたまこの福井教授がおられる中部大学の、その同じ棟の中に前の前の前の市長の石田芳弘さん、あの方が実は助教授なのかな、客員教授でお勤めいただいて、その御縁がありまして、たまたま石田芳弘は私もその前ずっとお付き合いがあったので、非常にいい講師がいるということで、そのトップの福井教授に来ていただくことになりました。これもやはり日本の最先端のGISの今現在使われているものが教えていただけるものだと思います。特に江南市が導入しているGISの何かコンピューターがありますよね、それについてもこちらのほうからこういうのを使っているよということはお知らせしておきましたところ、それならばかなりいいGISが使えるよという話も聞きましたので、ぜひともそういったところを勉強していただければと思って今回こんなふうにやりましたので、ぜひともよろしくお願いします。以上です。

○委員長　　ありがとうございました。

では、研修会の詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きまして、意見交換会についてを議題といたします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして内容等につきましては正・副委員長に一任いただくということになっておりました。事前に皆様に確認した日程で幾つかの団体に紹介をさせていただきましたが、まだ実施の結論までは至っておらず、現在調整中となっております。

一例としては、商工会議所に江南市の商工業の発展とにぎわい創出についてというタイトルで意見交換会を実施できないかということで打診をさせていただきましたが、丁重にお断りをいただきまして、ということでそこについてはそこを第1希望としていたんですが、残念な結果になりましたので、現在も幾つか候補を立てておきまして、今打診はしている状況で、相手側からの実施の可否についても確認待ちの状況になっておりますので、また改めて決定次第皆様にお知らせしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

日程については、事前に確認した日程の中で候補日としてお願いしております。

○中野委員　　事前に出された日程なんですけど、だんだんやっぱり日程も詰まってきたので、改めてまた日程の確認をお願いしたいと思いますので、3日間か4日間だったと思うんですけど。

○委員長　　逆に、申し訳ない、都合が悪くなった日があったら、そのタイミングでお教えいただいてもよろしいですか。そのような形でお願いできると助かります。

では、そのような形でまた改めて御連絡させていただきますのでお願いいたします。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいということでお願いいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

では、ここで挨拶させていただきます。

本日は皆様の御協力もあってたくさん議題を午前中に終わることができました。ありがとうございました。あと1回、3月定例会にもありますけれども、引き続き御協力いただけると幸いです。ありがとうございます。

した。

では、以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午前11時29分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 長尾光春